

第1章

計画策定に当たって



第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。

上田市においても、「安心して子どもを生み育てられる地域」となるため、平成17年度から上田市次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実と発展に取り組んできました。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子育てに関する支援が質・量ともに不足していること、子育てに孤立感や負担感を持つ保護者が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートするに当たり、上田市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「上田市子ども・

子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画は、市民・地域・企業・市の協働により、市全体で子育てを支え、子どもの視点に立った、「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的に策定するものです。

また、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成37年までに延長）に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、平成27年度以降は、この新しい計画に基づき、少子化の抑制・解消に向けて、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画、国で新たに作成した「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の行動計画にも位置付けます。
- 本計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子育てに関する支援にかかわる施策を推進するものであり、最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育支援プラン、障害者計画等との整合を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

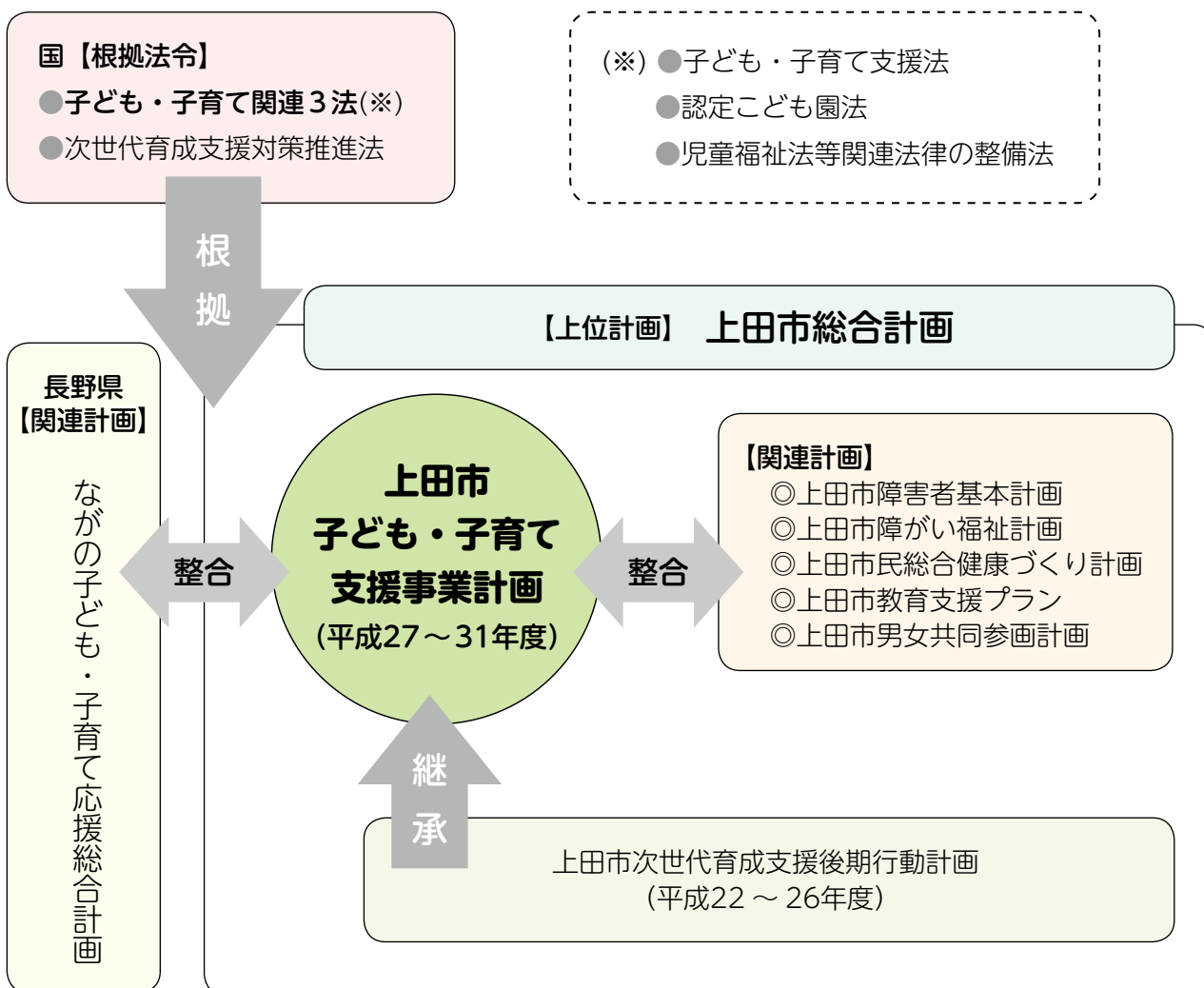
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。



3 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）と子育て家庭、これから子どもを産もうとする市民、地域で子育て支援活動を行う市民とします。

4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 策定体制

(1) 「上田市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上田市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象として、「上田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

結果の概要は、「第3章 5ニーズ調査の結果概要」のとおりです。



子ども・子育て支援新制度
シンボルマーク